

伐採及び伐採後の造林の届出書

令和 年 月 日

岡 崎 市 長 殿

住 所

届 出 人(地主)

電話番号

※伐採者が地主と異なる場合、連名で提出

住 所

届 出 人

電話番号

※造林者が地主と異なる場合、連名で提出

住 所

届 出 人

電話番号

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者が所有する立木を伐採するものです。

1 森林の所在場所

岡崎市 町 字

2 伐採及び伐採後の造林の計画
別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

3 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第 2 位まで記載し、第 3 位を四捨五入すること。

(別添)

伐採計画書

伐採者 住所
氏名

1 伐採の計画

伐採面積	ha(うち人工林 ha、天然林 ha)		
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%
作業委託先	委託しない・委託する()		
伐採樹種	スギ・ヒノキ・マツ類・広葉樹		
伐採齢	年		
伐採の期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
集材方法	切捨・集材路・架線		
新規集材路の場合 予定幅員・延長	幅員 m・延長 m		

2 備考

--

注意事項

- 伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 樹種は、すぎ、ひのき、まつ(あかまつ及びくろまつをいう。)、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 伐採の期間が1年を超える場合においては、年次別に記載すること。

(別添)

造 林 計 画 書

造林者 住所
氏名

1 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A + B + C + D)	ha
人工造林による面積 (A + B)	ha
植栽による面積 (A)	ha
人工播種による面積 (B)	ha
天然更新による面積 (C + D)	ha
ぼう芽更新による面積 (C)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし
天然下種更新による面積 (D)	ha
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 () ・なし

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の 造林面積	樹種別の 植栽本数	作 業 委託先	鳥獣害 対 策
人 工 造 林 (植栽・人工播種)	R . . ~R . .		ha	本		
天 然 更 新 (ぼう芽更新・ 天然下種更新)	R . . ~R . .					
5年後において 適確な更新が なされない場合	R . . ~R . .					

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

--

2 備考

--

注意事項

- 1 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 2 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において
 - ・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林 又は
 - ・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 3 造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 4 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。
- 5 鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。
- 6 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

【注意】 伐採ができるのは、届出日より 30 日～90 日後です。

―添付書類―

A 3 または A 4 サイズ

- 1 位置図（住宅地図の写し等 1/2,500～1/5,000 程度）
- 2 森林計画図又は公図等の写し（伐採区域のわかるもの）
- 3 林地開発が伴う場合は、求積図（面積がわかるもの）及び計画（利用）平面図（地域森林区域を記入してください。）

《任意》

伐採を行うにあたり、森林の所在場所において関係する法令があればご記入ください。
法令名、許可日（見込み）等

*添付書類関係報告書

(該当する四角に☑を記入すること)

添付書類等については、以下のとおりです。

- (1) 届出の対象となる森林の位置図及び区域図
☐別添のとおり提出します
- (2) 届出者が法人である場合には当該法人の登記事項証明書
☐法人ではない
☐別添のとおり
- (3) 個人の場合にはその住民票若しくは個人番号カードの写し
☐個人ではない
☐岡崎市による住民票の確認に同意する
☐別添のとおり
- (4) 森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可等を必要とする場合には、許可等の写し又は状況を記載した書類
☐他の行政庁の免許、許可、認可等は不要
☐別添のとおり
- (5) 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書
☐岡崎市による登記事項の確認に同意する
☐別添のとおり
- (6) 届出者が土地の所有者でない場合、伐採する権限を有することを証する書類
☐届出者が所有者のため不要
☐別添のとおり（契約書等）
- (7) 隣接する土地所有者と境界の確認を行ったことを証する書類
☐地形等により隣接する土地の境界が明らか
☐隣接する土地との境界に接していない
☐隣接する土地の所有者と、伐採開始までに境界確認を行う
☐境界の確認に応じてもらえないため不可能
☐別紙のとおり
- (8) 市町村の長が必要と認める書類
☐特になし
☐別添のとおり

(申請者の直筆) 住所 _____

氏名 _____

添 付 書 類

森林法施行規則
【第9条第3項第1号】 届出の対象となる森林の位置図及び区域図
【第9条第3項第2号】 法人 ・・・届出者が法人である場合には当該法人の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） 団体等 ・・・届出者が法人でない団体である場合には代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類 個人 ・・・住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類
【第9条第3項第3号】 届出の対象となる森林の伐採に関し、他の行政庁の免許、許可、認可その他の処分を必要とする場合には、当該処分に係る申請の状況を記載した書類（既に処分があったものについては、当該処分があったことを証する書類） 例 許認可申請状況に係る報告
【第9条第3項第4号】 届出の対象となる森林の土地の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。） （土地の登記事項証明書、土地の売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、固定資産税納税通知書、登記情報提供サービスから取得した登記情報（照会番号のあるもの）を記した書類、伐採後の造林に係る受委託契約書、土地の賃借契約書等やその写しが該当）
【第9条第3項第5号】 届出者が届出の対象となる森林の土地の所有者でない場合には、当該森林を伐採する権原を有することを証する書類（立木の登記事項証明書、立木売買契約書、遺産分割協議書、贈与契約書、伐採に係る同意書・承諾書、伐採に係る受委託契約書等やその写し） 例 森林の伐採権原に係る状況説明書
【第9条第3項第6号】 届出者が届出対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類（届出者と隣接森林所有者の双方が署名した境界確認に関する書類、隣接森林所有者の現地立会写真等が該当）
【第9条第3項第7号】 市町村の長が必要と認める書類
【第9条第4項第1号】 境界確認書類が不要な場合…届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
【第9条第4項第2号】 境界確認書類が不要な場合…地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより届出の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
【第9条第4項第3号】 伐採届提出までに境界確認ができず、伐採開始時までに行う場合…届出の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合（例 隣接森林所有者との境界確認に係る誓約書）

別紙①

内訳書

[illegible]

別紙② 伐採後の造林の計画

單位:ha

[illegible]